

2020年5月22日
OKB証券株式会社

通知カードの取扱いの変更について

口座開設手続きの際に、マイナンバー（個人番号）確認書類をご提示いただいておりますが、2020年5月25日に通知カードが廃止されることに伴い、同日以降、マイナンバー（個人番号）確認書類としての通知カードの取扱いが以下の通り変更になります。

【5月25日以降の通知カードの取扱いについて】

- 通知カードをお持ちの場合、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているときは、引き続き通知カードをマイナンバー（個人番号）確認書類として使用できます。
- 5月25日以後、氏名、住所等の記載事項の変更がある場合、通知カードはマイナンバー（個人番号）確認書類として使用できませんので、マイナンバー（個人番号）カード・住民票の写し（個人番号の記載があるもの）・住民票記載事項証明書（個人番号の記載があるもの）のいずれかをマイナンバー（個人番号）確認書類としてご提示ください。

以 上